

大口町告示第42号

大口町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付金交付要綱（平成30年大口町告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 給付の対象となる難聴児は、次の各号の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 申請時において満18歳未満の者</p> <p>(2) 町内に住所を有する者</p> <p>(3) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象とならない者</p> <p>(4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者</p>	<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 給付の対象となる難聴児は、次の各号の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 申請時において満18歳未満の者</p> <p>(2) 町内に住所を有する者</p> <p>(3) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象とならない者</p> <p>(4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者</p> <p>(5) <u>その者の属する世帯の世帯員のうち、申請のあった月の属する年度(4月から6月までにあつては前年度)の市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円未満である者</u></p>